四の三　平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

四の四　平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第十三号）による改正前の中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成二十二年改正前平成十六年告示」という。）第一号及び第二号に掲げる額を合算した額（厚生年金保険の被保険者であった期間であって当該老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であった期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）に係るものに限る。次号、第五号の四、第五号の五イ、第五号の六イ、第五号の七イ⑴、第九号の四、第九号の五、第十号の四、第十号の五イ、第十号の六イ及び第十号の七イ⑴において同じ。）に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

四の五　平成二十二年四月一日から連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十九号。以下「平成二十六年中途脱退者告示」という。）による廃止前の中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（以下「廃止前平成十六年告示」という。）第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五　平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の二　平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の三　平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の四　平成十七年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成二十二年改正前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額に、当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の五　平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十二年改正前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額

ロ　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年厚生労働省告示第九十八号。以下「平成二十六年解散基金加入員告示」という。）による廃止前の解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成十七年厚生労働省告示第二百六十五号。次号ロ、第十号の五ロ及び第十号の六ロにおいて「廃止前平成十七年告示」という。）の規定により計算した額

五の六　平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額